



大阪労働局発表
平成28年5月19日（木）

【照会先】
大阪労働局職業安定部職業対策課
（電話）06-4790-6310

～精神障害者の就労支援を充実・強化～ 医療機関とハローワークの連携による就労支援モデル事業 を実施します

近年ハローワークを利用する精神障害者が急速に増加しており、また、平成30年4月から精神障害者が法定雇用率の算定基礎の対象に追加されることから、精神障害者に対する就労支援の充実・強化を図ることが求められています。

このたび、大阪労働局（局長 中沖 剛）は、精神障害者の就労支援をより一層効果的に進めるため、ハローワーク枚方（所長 山下 雅美）と管内にある精神科医療機関との間で就労支援事業に係る協定を締結しました。

今後は、医療機関におけるジョブガイダンスや出張相談をはじめ、医療機関との情報交換を密に行い、医療情報を活用した就職支援及び就職後の職場定着支援を実施します。

これらの取組みを通じて、ハローワークから医療機関に積極的に働きかけを行い、信頼関係を構築するとともに、地域の他の医療機関に対して普及・啓発を図り、精神障害者の就労支援に係るハローワークとの連携先となる医療機関を確実に増やしていくことで、精神障害者の一層の雇用促進及び職場定着を目指します。

1 モデル事業実施所 ハローワーク枚方

2 連携先医療機関

- (1) 医療法人 三家クリニック
- (2) 医療法人 亀廣記念医学会 関西記念病院
- (3) 医療法人 長尾会 ねや川サナトリウム ・ 長尾会クリニック
- (4) 医療法人 三上会 東香里病院 ・ 東香里第二病院

3 取組内容

医療機関のデイケア等を利用し、就職を希望する精神障害者一人ひとりに対して、ハローワークと医療機関の担当者が中心となって就労支援チームを結成し、以下の取組みを行い、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援をきめ細かく実施します。

- (1) 職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、就職ガイダンス、職業訓練あっせん
- (2) 職場実習等の機会の積極的な提供
- (3) 医療機関とハローワークの担当者によるケース会議の開催
- (4) 就職後の職場定着支援等のフォローアップ
- (5) ジョブガイダンスの実施

4 実施体制

医療機関においては、臨床心理士や精神保健福祉士がモデル事業の担当者となります。ハローワークにおいては、統括職業指導官を事業の責任者として、新たに就職支援コーディネーター（医療機関連携担当分）を配置し、医療機関との連携や精神障害者の就労支援を担当します。

5 開始日

平成28年4月以降、協定を締結した医療機関から順次開始しています。

6 その他

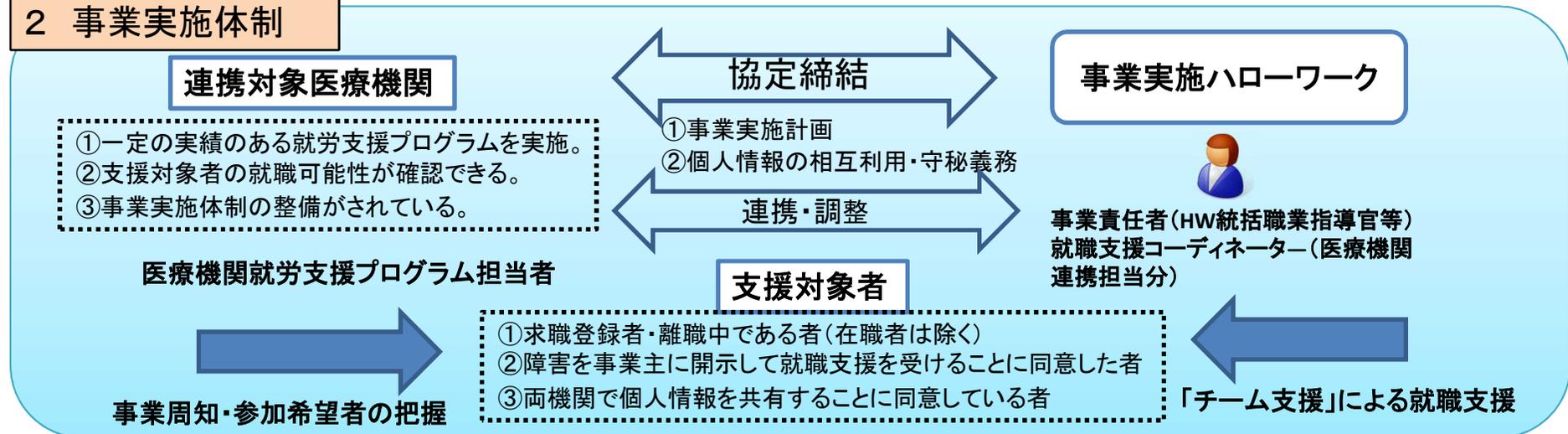
本事業は、北海道、青森、宮城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、岐阜、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、福岡、長崎、熊本及び鹿児島等の22労働局にて実施します。

医療機関と公共職業安定所との連携による就労支援モデル事業について

1 目的

都市部のハローワークにおいて、就労支援プログラムを実施する医療機関と連携したモデル事業を実施し、当該医療機関との信頼関係を構築するとともに、地域の他の医療機関に対してもハローワークでの取組状況について普及・啓発を図り、医療機関との連携を推進することとする。

2 事業実施体制



3 事業内容等

- 主治医等として医療機関の関与は継続。就労支援の観点から支援対象者を医療機関からハローワークに引き継ぐ。
- 支援方法については、「チーム支援事業」を活用し、支援期間は原則6ヶ月以内とする。
- 想定される支援内容は次のとおり。
 - ①職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、就職ガイダンス(履歴書の書き方等)、職業訓練あっせん等の就労支援サービス
 - ②職場実習等の機会の積極的な提供
 - ③3ヶ月目と支援期間終了時に医療機関側の担当者を含めたケース会議の開催
 - ④職場定着支援等のフォローアップ支援の実施

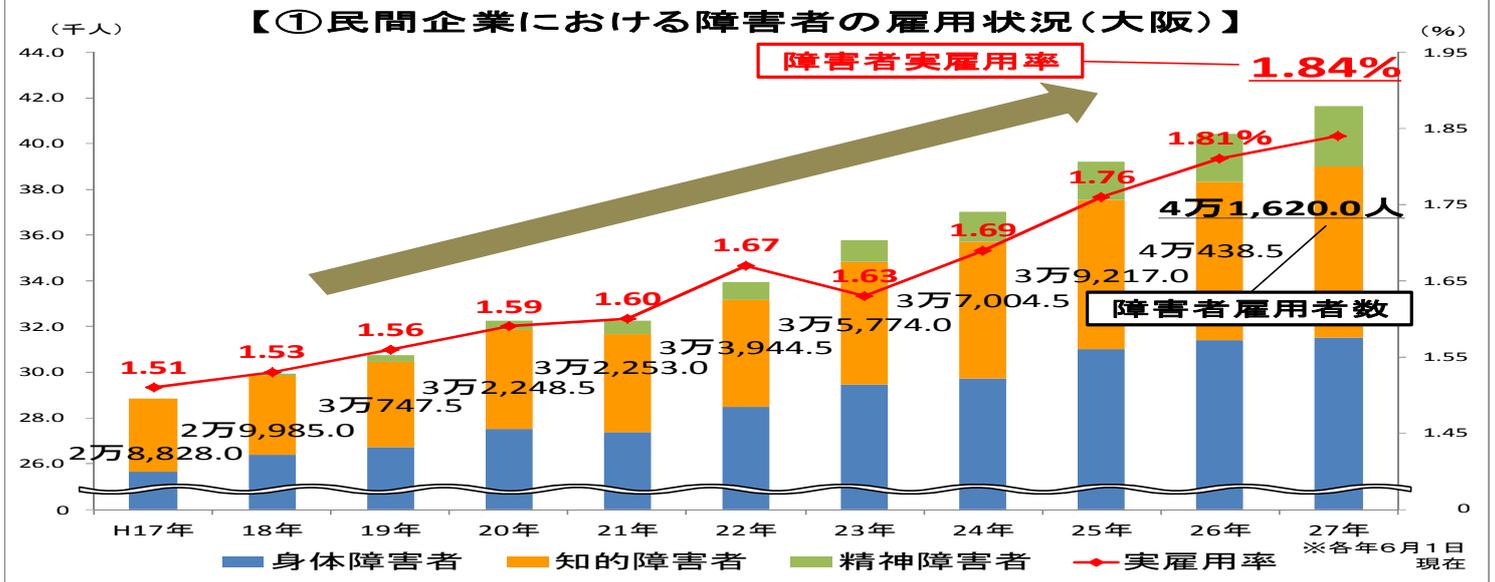
4 実施労働局

北海道、青森、宮城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、岐阜、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、福岡、長崎、熊本及び鹿児島(22局)

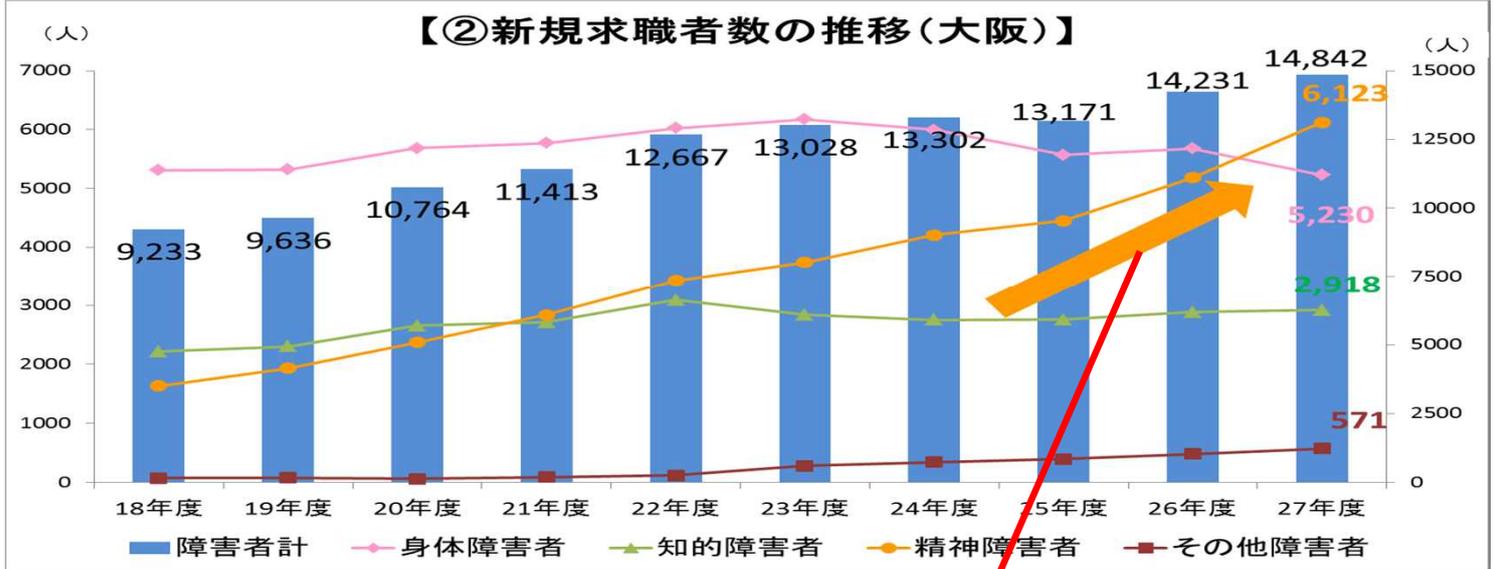
大阪府における精神障害者の雇用状況について

- 民間企業に雇用されている障害者の数は、4万人を超え12年連続過去最高を更新！
- 大阪のハローワークを通じた就職件数は、昨年度、過去最高を更新（6年連続）。
- 新規求職申込件数・就職件数ともに、精神障害者が大きく伸び、初めて身体障害者を上回った。

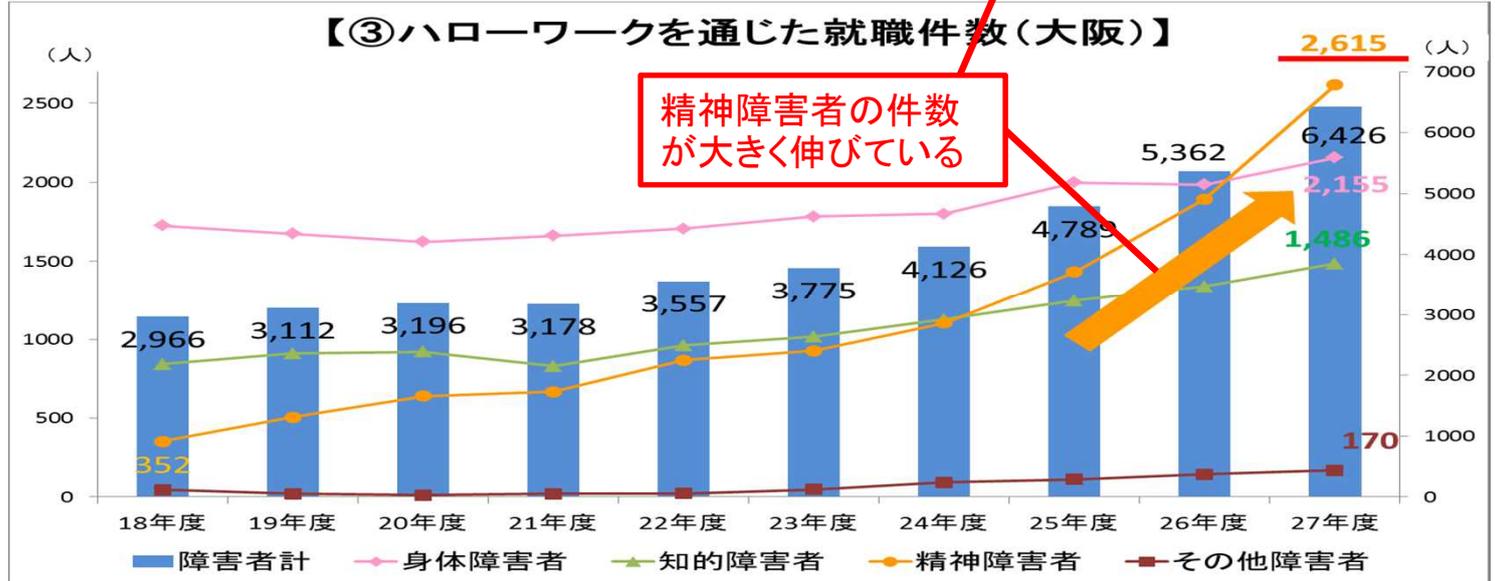
【①民間企業における障害者の雇用状況(大阪)】



【②新規求職者数の推移(大阪)】



【③ハローワークを通じた就職件数(大阪)】



法定雇用率の算定基礎の見直しについて

◎法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障害者を追加【施行期日 平成30年4月1日】。

◎法定雇用率は原則5年ごとに見直し。

⇒ 施行後5年間(平成30年4月1日～平成35年3月31日まで)は猶予期間とし、精神障害者の追加に係る法定雇用率の引き上げ分は、計算式どおりに引き上げないことも可能。

※ 具体的な引上げ幅は、障害者の雇用状況や行政の支援状況等を踏まえ、労働政策審議会障害者雇用分科会で議論。

【法定雇用率の算定式】

$$\text{法定雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} - \text{除外率相当労働者数} + \text{失業者数}}$$

追加

【激変緩和措置の内容】

- 平成25年4月1日～平成30年3月31日
身体障害者・知的障害者を算定基礎として計算した率(2.0%)
- 平成30年4月1日～平成35年3月31日
身体障害者・知的障害者を算定基礎として計算した率と
身体障害者・知的障害者・精神障害者を算定基礎として計算した率との間で政令で定める率
- 平成35年4月1日以降
身体障害者・知的障害者・精神障害者を算定基礎として計算した率